

被災された方のための 生活支援情報

第38号

平成25年10月30日

仙台市復興事業局生活再建支援室

TEL 214-8559 FAX 214-5130

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

自動車取得税・自動車税・軽自動車税 の非課税措置について

東日本大震災により滅失または損壊し使用不能となった自動車・軽自動車等を買替えた場合に、買替えた自動車等の平成23年度から平成25年度までの自動車取得税・自動車税・軽自動車税が、申請により非課税となる場合があります。

該当する方は、お早めに申請してください。なお、非課税となる要件等については、お問い合わせください。

問い合わせ

◆自動車取得税・自動車税について＝仙台南県税事務所 ☎248-2961、仙台中央県税事務所 ☎715-0623、仙台北県税事務所 ☎275-9116

◆軽自動車税について＝財政局市民税企画課 ☎214-8625

災害危険区域内の水道の廃止が届出制 になりました。還付金が発生する 場合があります

災害危険区域（※）内で、家屋等の解体に伴い水道（給水装置）を廃止する場合の手続きについて、廃止工事（撤去等）を行わずに、届出書の提出で済むよう取り扱いを変更しました。給水装置工事の審査・検査等の手数料もかかりません。

この変更は東日本大震災直後にさかのぼって適用し、既に手数料をお支払いになっている場合は還付します。また、移転等に伴い既に給水装置を新設している場合は、別途還付金が発生することがあります。

水道局では還付対象者を把握できないケースがありますので、対象になるか不明な場合など、詳しくはお問い合わせください。

※災害危険区域：津波被災地区・緑ヶ丘四丁目地区・

松森字陣ヶ原地区内の指定区域

問い合わせ 水道局給水装置課 ☎304-0042

原子力損害賠償に関する問い合わせ先 について

東京電力株式会社では、原子力損害賠償に関するお問い合わせや請求書の送付等について、下記の相談窓口を開設しています。

原子力損害賠償全般に関するお問い合わせ

福島原子力補償相談室（コールセンター）

☎0120-926-404（9:00～21:00）

相談窓口

東京電力株式会社 東北補償相談センター相談窓口
（青葉区一番町4-6-1仙台第一生命タワービル1階）

◆相談受付時間＝平日9:00～17:00

震災後の生活困りごとと、こころの 健康相談

司法書士、保健師・臨床心理士・精神保健福祉士が相談に応じます（予約制）。

◆日時＝11月12日（火）13:00～16:00

◆会場＝宮城県司法書士会館（仙台市青葉区春日町8-1）

申し込み 電話で宮城県司法書士会 ☎263-6755（9:00～17:00）

問い合わせ 仙台市精神保健福祉総合センター ☎265-2191

エル・ソーラ仙台 女性相談

震災後の家族・子育て・人間関係・心の問題、DVなど、さまざまな問題に女性相談員が応じます。

◆面接相談＝毎週月～土曜日。託児あり（要予約）

☎268-8302

◆電話相談＝毎週月・水～土曜日9:00～15:30

☎224-8702

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261-1111(代)

青葉区役所 ☎225-7211(代)

宮城野区役所 ☎291-2111(代)

若林区役所 ☎282-1111(代)

太白区役所 ☎247-1111(代)

泉区役所 ☎372-3111(代)

宮城総合支所 ☎392-2111(代)

秋保総合支所 ☎399-2111(代)

仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>